平成２９年（フ）第２０６号
新潟市江南区曽野木１丁目６番11―1538号
債務者　宮田美代子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０７号
新潟市西区青山２丁目１番22号
債務者　五十嵐慎子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１１号
新潟市東区竹尾２丁目１番23号、前住所新潟市江南区横越川根町４丁目９番20号
債務者　藤本真由美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１４号
新潟市北区神谷内236番地
債務者　菊池　英幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
長野県佐久市矢嶋730番地２
債務者　上野　雅博
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第８３４号
愛知県半田市東郷町２丁目２番地の２　友森荘東棟204号
債務者　髙橋美佐子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６４号
愛知県海部郡蟹江町城３丁目451番地　ラ・メゾンタナカＡ　202号
債務者　篠田　昇一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９１１号
名古屋市中村区草薙町１丁目78番地　（西）
債務者　松岡美紀子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７８号
滋賀県東近江市中小路町590番地５　コープセントラセカンド1005号室、前住所滋賀県東近江市妙法寺町628番地
債務者　眞野　祐志
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８９号
滋賀県東近江市青葉町３番17号　青葉荘10号室
債務者　川添　明宏
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８２号
兵庫県宝塚市山本東１丁目１番25号　山本東ハイツ103号
債務者　三宅　和代
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
兵庫県伊丹市西野３丁目197番地ライフステージウエスト305号
債務者　横田　まり
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
兵庫県宝塚市山本丸橋１丁目７番４号201号、前住所兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―1016号
債務者　津田　和司
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番７―102号
債務者　神谷　貴史
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２６４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家２丁目26番地４　コスモス西飾磨203、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区山崎1043番地　ユウハイツ102
債務者　竹中　雅広
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２７５号
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町44番地　サンザ・デ・ヤシキＧ―１
債務者　河野　　恵
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１２１号
奈良市西大寺赤田町１―７―１　吉田病院、住民票上の住所奈良市西大寺国見町１丁目５番６―102号
債務者　城戸　春見
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
奈良地方裁判所